

Q5 様々な人権問題を扱った学習に役立つ活動にはどのようなものがあるか？

A：平成23年3月に県教育委員会事務局学校教育課が発行した「様々な人権問題に関する指導資料集」に、様々な活動が掲載されている。授業など、学校教育活動の様々な場面で活用することが考えられる。以下、いくつかの事例を紹介したい。

<事例1> 人権ってなんだろう(pp.4-7)

人権問題：人権一般

考えられる目標(ねらい)：人権とは何かについて考えることができる。

準備：ワークシート1「権利の熱気球」・カード(pp.6-7)、資料1「世界人権宣言、」

活動方法

活動の説明をする。

・「あなたは今、海の上を気球に乗って旅しています。」

権利カードを切り離し、個人で順位付けをさせる。

・「気球の高度がだんだん下がってきてしまいました。このままでは海に落ちてしまいます。海に落ちないためには、気球に乗せられている9個の荷物のうち、一つを海に捨てなければなりません。皆さんに配られているカードがその荷物です。さあ、一つ捨ててください。」

・「ところが、気球はまだ落ち続けています。もう一つ荷物を捨ててください。」

・捨てたカードをワークシートに下から順番に並べさせる。最後の一つになるまで繰り返す。

グループで、個人の順位付けの結果やその理由、意見、気づきなどを話し合わせる。

各グループの話合いの結果や気づきなどを発表し、振り返らせる。

ワークシート等

【ワークシート1のカード見本】

A：十分に遊んだり休 みたりする時間 をもつ権利	B：自由に使えるお金 をもらう権利	C：自分らしさを認め たり認められたり する権利
D：愛したり愛されたり する権利	E：毎日、十分な食べ 物ときれいな水を 得る権利	F：正直な意見を言 い それを聞いてもら う権利
G：きれいな空気を吸 える権利	H：毎年、旅行をして 楽しむ権利	I：いじめられたり面 令されたりしない 権利

【ワークシート1】

権利の熱気球

年 組 ()

最後まで残った権利



☆「権利の熱気球」をやって、自分や友達のことや気が付いたことを書きましょう。

最初に残ってる権利

1
2
3
4
5
6
7
8
9

実践例

中学校3年生の保護者会において、生徒同士、保護者同士でグループを編成し、この活動を実施した。グループでの話合いの後に、生徒・保護者が一緒になり、各班の考えを尊重しながら、全体で意見を交換し、権利について考えることができた。

< 事例 2 > 児童虐待(pp.46-49)

人権問題：子ども（児童虐待）

考えられる目標（ねらい）：児童虐待についての理解を深め、自分が被害者にも将来の加害者にもならないという決意をもつことができる。

準備： ワークシート4 (p.48)、 資料4 (pp.46-47)

活動方法

ワークシート4の1をもとに、児童虐待とは何かについて個人の考えを記入させる。

個人の考えをもとにグループで話し合わせる。

資料4（2枚）を配布し、児童虐待相談対応件数が増加している現状、児童虐待の防止に関する法律について説明する。

教師の説明をもとに児童虐待の四つの分類についてワークシート4の1に記入させる。

振り返らせ、児童虐待は重大な人権侵害であり許されないこと、通報義務があること等を確認し、自分が被害者にも将来の加害者にもならないという決意をもたせる。

ワークシート等

【ワークシート4】

児童虐待って何だろう？

年 級 ()

1 「児童虐待」とは何だと思えますか、下の に自分の考えを書き、みんなで話し合いましょう。

2 「児童虐待」とは何か、大きく四つに分けて書きましょう。
(ヒントが、配布資料の第2角にあります。)


①

②

③

④

・子どもにも大人と同じように人権があります。
・上の1～4のように行い、子どもの人権を侵害するものであり、絶対に許されることではありません。
・児童虐待を受けた子どもたちを発見した人は、すぐに知らせなければなりません。皆さんも、困ったり、悩んだりしていることがあったら、必ず先生などの身近な大人に相談してください。



【資料4】

児童虐待の現状

家庭内における、保護者による「しつけ」として子どもへの虐待が大きな社会問題になっています。
虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼします。中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応が必要です。「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない」と定め、子どもの虐待を次の4つに分けています。

・身体的虐待・性的虐待・ネグレクト(保護の怠慢・放置)・心理的虐待

平成21年度に、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、44,210件(通報数)にのぼります。これは、今までで最も多い数であり、下の過去20年間のグラフからも分かるとおり、児童虐待相談対応件数は、毎年増加しています。

このことは、保護者などによる虐待によって、児童の人権が著しく侵害されている状況が、年々増加している可能性があることを示しています。児童の皆さんは、自分自身が虐待を受けないことはもちろん、将来保護者になった場合にも、自分の子どもに対して絶対に虐待を行ってはならないことをしっかりと認識する必要があります。

※ ここでの「児童」とは、18歳未満のすべての人をさします。



全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数

(平成22年度 厚生労働省調査)

「児童虐待の防止等に関する法律」について

児童虐待を防ぐ取組として、「児童虐待の防止等に関する法律」が、平成12年5月24日に制定され、平成16年4月14日に改正されました。「児童」とは、18歳未満のすべての人をさします。下の資料は、その中の条文の一部です。やさしく書き留めてあります。

第一条
この法律は、児童虐待が、子どもたちへの心や体の成長に大きな影響を与えることを考え、子どもたちへの虐待を禁止したり取り除くために国と市町村などがやらなければならないことや虐待を受けた子どもたちを守るための方法を決めて、児童虐待を防ぐ取組を進めることを目的とします。

第二条
この法律では、「児童虐待」とは、保護者が(※1)が子どもに対して、次のようなことをすることをいいます。


- ・子どもたちの体に傷がでたり、できるおそれのある痛みを加えること。
- ・子どもたちにわいせつ(※2)なことをすること、または子どもたちをいじめつなことをさせること。
- ・子どもたちの心や体の正しい発達を妨げるようなことをすること。
- ・(真実の事実をひどく隠したり、悪い噂を流したりすること、など)
- ・子どもたちにひどい心の傷を与えることを著したりすること。

第三条
だれも、子どもたちに対して虐待をしてはいけません。

第六条
児童虐待を受けた子どもたちを発見した人は、すぐに知らせなければなりません。

第十四条
子どもたちのしつけを行うときには、その保護者は正しく適切に行うよう注意しなければなりません。
保護者は、児童虐待に関わる悪行や悪書、その他の犯罪について、その子どもを保護者であることを理由として、その責任をまぬがれることはできません。

※1 保護者：母親などで、子どもを育て保護しなければならぬ人
※2 わいせつ：下流でみだらなこと



(人権教育用教材の指導用副読本「なかま」 平成22年 鹿沼市教育委員会)

これらの活動を掲載した「様々な人権問題に関する指導資料集」(平成23年3月 栃木県教育委員会事務局学校教育課)は、各学校に1冊配布されていると同時に、資料やワークシートのpdfファイルが納められたCDも配布されているので、効果的に活用されたい。